

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成26年4月18日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

京都シティ開発株式会社

代表取締役 浅野 義孝

京都市山科区上野御所ノ内町16番地の10

イズミヤ株式会社

代表取締役 四條 晴也

大阪市西成区花園南一丁目4番4号

白川 忠一

京都市南区東九条西山王町11番地

金村 吉雄（金 吉雄）

京都市南区東九条西山王町12番地2

京阪バス株式会社

代表取締役 脇 博一

京都市南区東九条南石田町 5 番地

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アバンティ

京都市南区東九条西山王町 3 1 番地

(2) 変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
駐輪場の位置及び収容台数	数 0 台 位 置 届出書添付図面記載のとおり	数 5 7 台 位 置 届出書添付図面記載のとおり
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	全ての小売業者 開店時刻 1 0 時 閉店時刻 2 1 時	イズミヤ株式会社 株式会社東京山喜 株式会社ココカラファインヘルスケア 開店時刻 1 0 時 閉店時刻 2 1 時 株式会社セブン&アイ・フードシステムズ 開店時刻 6 時 3 0 分 閉店時刻 2 3 時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	9 時 3 0 分から 2 1 時 3 0 分まで	6 時から 2 3 時 3 0 分まで

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	8時から20時まで	荷さばき施設① 8時から20時まで 荷さばき施設② 6時から22時まで

(添付図面は省略)

(3) 変更年月日

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻，来客が駐車場を利用することができる時間帯，荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成26年4月22日

イ 駐輪場の位置及び収容台数

平成26年12月1日

3 届出年月日

平成26年3月31日

4 縦覧場所，期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成26年4月18日（金）から平成26年8月18日（月）まで（京都市の休日
を定める条例に規定する京都市の休日を除く。）

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成 2 6 年 8 月 1 8 日 (月)

(産業観光局商工部商業振興課)